

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

藤 沢 市 長

届出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

騒音規制法第 6 条第 1 項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称				整理番号	
工場又は事業場の所在地				受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の事業内容				施設番号	
常時使用する従業員数				審査結果	
騒音の防止の方法	別紙のとおり。			備 考	
特定施設の種 類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第 1 に掲げる項番号及びイロハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。
 - 2 騒音の防止の方法の欄の記載は別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音べいの設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
 - 3 印の欄には、記載しないこと。
 - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ない場合を除き、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 5 氏名(法人にあってはその代表者)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

第3号様式(付表13)

騒音の処理方法概要書

(単位 デシベル)

発生源である施設等					
A 発生源での騒音レベル		m _____ dB	m _____ dB	m _____ dB	m _____ dB
騒音対策による減衰値	B 音源対策による減衰				
	C 距離減衰	m _____ dB	m _____ dB	m _____ dB	m _____ dB
	D 建屋による減衰				
	E 防音壁等による減衰				
	F 減衰値合計 B + C + D + E				
敷地境界線での騒音レベル予測 A - F					
防音対策の具体的内容					
施設の使用時間		時分～時分	時分～時分	時分～時分	時分～時分
当該事業所に適用される規制基準値		【午前8時から午後6時まで】 dB	【午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで】 dB	【午後11時から午前6時まで】 dB	
添付図面		施設等の位置及びその位置から敷地境界線までの距離を示した図面			